

○小田原市水道利用加入金等取扱要綱

(昭和57年4月1日)

小田原市水道利用加入金等取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水道利用加入金（以下「加入金」という。）及び給水装置工事に係る設計審査手数料（以下「設計審査手数料」という。）の取扱いについて、小田原市水道給水条例（平成2年小田原市条例第24号。以下「条例」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(加入金の徴収対象)

第2条 削除

(用語の意義)

第3条 条例第27条第1項第1号の表に規定する次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) その他これらに準ずる法人 日本勤労者住宅協会（日本勤労者住宅協会法（昭和41年法律第133号）に定める日本勤労者住宅協会をいう。）をいう。

(2) 一般の住民のために建築する住宅 次に掲げる住宅をいう。

ア 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社が、当該住宅の入居者の選定に当たって公募を原則として行うもので、当該法人が建築する公舎・社宅は含まない。

イ 日本勤労者住宅協会第23条第1号に規定する住宅

(加入金及び設計審査手数料の徴収方法)

第4条 加入金及び設計審査手数料は、給水装置工事施行承認願（小田原市水道給水条例施行規程（平成3年小田原市水道局管理規程第4号）に定める給水装置工事施行承認願をいう。）を審査し、受理した後、納付書を発した日から15日以内に指定した金融機関又は直接水道局に納付させるものとする。この場合において、納期限が次の各号に掲げる日のいずれかに当たるときは、これらの日の翌日をもって納期限とみなす。

(1) 日曜日又は土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(加入金の追徴及び還付)

第5条 削除

(加入金の免除)

第6条 条例第29条の規定により加入金を減額し、又は免除する場合は、次のとおりとする。この場合において、工事の申請者に水道利用加入金減額（免除）申請書（様式第1号）及び加

入金の減額又は免除に必要な書類を提出させるものとする。

(1) 減額

- ア 自治会が設置する公民館、集会所、児童遊園地等に給水装置を新設し、口径20ミリメートル以下の水道メーターを設置する場合は、当該メーター1個につき条例第27条第1項第1号の表に掲げる金額から50,000円を差し引いて得た額に100分の108を乗じて得た額に減額するものとする。
- イ 公共事業により、給水装置と水道メーター（子メーターを含む。）を撤去し、同時（水道事業管理者が認めた場合を除く。）に他の場所にこれらを新設しなければならない場合において、新設に係る加入金の額が撤去に係る加入金相当額より多いときは、撤去に係る加入金相当額を減額するものとする。
- ウ 給水装置の所有者（次のエに定める共同住宅の給水装置の所有者を除く。）が給水装置及び水道メーターを撤去した後、同一敷地内にこれらを新設する場合において、新設する水道メーターの個数が撤去する水道メーターの個数以下であって、口径が増すときは、新設する水道メーターの個数分に対応する撤去する水道メーターの口径に係る加入金相当額を減額するものとする。
- エ 共同住宅（1棟の中に2戸以上を有する住宅で、次に掲げる条件を備えているもの。以下同じ。）において、水道メーターによる検針を子メーターによる検針に切り替える場合で、子メーターに係る額が水道メーターに係る加入金相当額より多いときは、水道メーターに係る加入金相当額を減額するものとする。
- （ア） 各戸ごとに独立して生計を営むことのできる構造を有し、専用の台所及び便所を備えていること。
- （イ） 各戸ごとに給水栓又は給水用具を有すること。
- （ウ） 各戸ごとに水道メーター又は子メーターを設置すること。
- オ 申請者が工事の申込みの日の3年前から当該申込みの日まで引き続き小田原市に住所を有し、かつ、共同住宅の1戸を自己の居住の用に供するため、口径20ミリメートル以下の水道メーター（子メーターを含む。）を設置する場合において、当該住宅の給水目的が家庭用と認められるときは、条例第27条第1項第1号の表に掲げる金額から50,000円を差し引いて得た額に100分の108を乗じて得た額に減額するものとする。ただし、水道メーターと子メーターを設置する場合において、子メーターに係る額が水道メーターに係る額より多いときは、水道メーターに係る額を限度として減額する。
- カ 共同住宅（地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のために建築する共同住宅を除く。）において、水道メーターを改造する場合で、改造後の水道メーターに係る加入金相当額が子メーターに係る加入金相当額より多いときは、既設の水道メーターに係る加入金相当額と子メーターに係る加入金相当額との差額を減額するものとする。

- キ 共同住宅（地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のために建築する共同住宅を除く。）において、子メーターを増設する場合で、増設後の子メーターに係る加入金相当額が水道メーターに係る加入金相当額より多いときは、既設の水道メーターに係る加入金相当額と子メーターに係る加入金相当額との差額を減額するものとする。
- ク 共同住宅（地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のために建築する共同住宅を除く。）において、子メーターを増設し、併せて水道メーターを改造する場合で、水道メーターの改造に係る額と子メーターの増設に係る額のいずれか多い額に既設の水道メーター及び子メーターに係る加入金相当額のいずれか多い額を加えて得た額が、改造後の水道メーターに係る加入金相当額と増設後の子メーターに係る加入金相当額のいずれか多い額より多いときは、その差額を減額するものとする。
- ケ 共同住宅において、給水装置の所有者（地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人を除く。）が給水装置と水道メーター（子メーターを含む。）を撤去した後、同一敷地内にこれらの新設する場合において、工事後の加入金の額が工事前の加入金相当額より多いときは、工事前の加入金相当額を減額するものとする。
- コ 共同住宅（地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のために建築する共同住宅を除く。）の給水装置をその所有者が同一敷地内において共同住宅以外の給水装置に改造する場合において、改造後の加入金相当額が改造前の加入金相当額より多いときは、改造前の加入金相当額を減額するものとする。共同住宅以外の給水装置を共同住宅の給水装置に改造する場合も、また同様とする。
- サ 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のために建築する住宅に子メーターを設置する場合において、水道メーターに係る額が子メーターに係る額より多いときは、その差額を減額するものとする。
- シ 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のために共同住宅の給水装置と水道メーター（子メーターを含む。）を撤去した後、同一敷地内にこれらの新設する場合において、工事後の子メーターに係る加入金の額が工事前の子メーターに係る加入金相当額より多いときは、工事前の加入金相当額を減額するものとする。
- ス 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のために建築する住宅と同一棟に店舗を建て、それぞれに子メーター（口径20ミリメートル以下に限る。）を設置する場合は、一般の住民のために建築する住宅に係る子メーター1個につき条例第27条第1項第1号の表に掲げる金額から50,000円を差し引いて得た額に100分の108を乗じて得た額に減額するものとする。
- セ 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人

が一般の住民のための住宅を増築することにより子メーターを増設し、併せて水道メーターを改造する場合において、改造に係る額が増設に係る額より多いときは、その差額を減額するものとする。

(2) 免除

ア 共用栓として使用している給水装置を同一場所で専用栓に切り替える場合

イ 水道局で認めている私設水道メーターを同口径の水道メーターに切り替える場合

ウ 公共事業により、給水装置と水道メーター（子メーターを含む。）を撤去し、同時（水道事業管理者が認めた場合を除く。）にこれらを他の場所に新設しなければならない場合において、新設に係る加入金の額が撤去に係る加入金相当額以下であるとき。

エ 給水装置の所有者（共同住宅の給水装置の所有者を除く。）が給水装置及び水道メーターを撤去した後、同一敷地内にこれらを新設する場合において、新設する水道メーターの個数及び口径が撤去する水道メーターの個数及び口径（20ミリメートル以下の口径は、同口径とみなす。）以下であるとき。

オ 共同住宅において、水道メーターによる検針を子メーターによる検針に切り替える場合で、子メーターに係る額が水道メーターに係る加入金相当額以下であるとき。

カ 共同住宅（地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のために建築する共同住宅を除く。）において、水道メーターを改造する場合で改造後の水道メーターに係る加入金相当額が子メーターに係る加入金相当額以下であるとき又は子メーターを増設する場合で増設後の子メーターに係る加入金相当額が水道メーターに係る加入金相当額以下であるとき。

キ 共同住宅において、給水装置の所有者が給水装置と水道メーター（子メーターを含む。）を撤去した後、同一敷地内にこれらを新設する場合において、工事後の加入金の額が工事前の加入金相当額以下であるとき。

ク 共同住宅（地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のために建築する共同住宅を除く。）の給水装置をその所有者が同一敷地内において共同住宅以外の給水装置に改造する場合において、改造後の加入金相当額が改造前の加入金相当額以下であるとき。共同住宅以外の給水装置を共同住宅の給水装置に改造する場合も、また同様とする。

ケ 地方公共団体が設置する公園、緑の広場、児童遊園地等に給水施設として、口径20ミリメートル以下の水道メーターを設置する場合

コ 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のために建築する住宅に付帯する次に掲げる施設の給水施設

(ア) 児童遊園地

(イ) 集会所

(ウ) 足洗い場

(エ) ごみ置場

(オ) 浄化槽及び排水処理施設

2 前項第1号ウ若しくはケ若しくはコ又は第2号エ若しくはカからクまでに該当する者として同項の適用を受けようとする者で、水道を利用する意思のない者以外のものは、速やかに同項の規定により水道利用加入金減額（免除）申請書及び加入金の減額又は免除に必要な書類を提出しなければならない。

3 前項第1号ウ若しくはケ若しくはコ又は第2号エ若しくはカからクまでに該当する者として同項の適用を受けようとする者で、水道を利用する意思のないものは、速やかに水道利用加入金減額（免除）申請に関する保留届（様式第2号）を提出しなければならない。

4 事業管理者は、第2項の規定による水道利用加入金減額（免除）申請書の提出があった場合を除き、前項の届出があった場合で給水装置を廃止した日から5年を経過しない間に第1項の規定による水道利用加入金減額（免除）申請書及び加入金の減額又は免除に必要な書類の提出があった場合に限り、同項第1号ウ若しくはケ若しくはコ又は第2号エ若しくはカからクまでに該当する者として減額又は免除することができる。

（工事の承認及び取消し）

第7条 工事の承認及び取消しは、次のとおりとする。

（1）承認 工事の承認は、水道局で加入金が納付されたことを確認した後に行い、加入金等の納期限が過ぎても納付されないときは、当該工事を承認しない。

（2）取消し 加入金に不足を生じ、その差額が納付されないものについては、その工事の承認を取り消すものとする。

附 則

1 この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

2 水道利用加入金要綱（昭和54年6月1日制定）は、廃止する。

附 則（昭和59年3月30日）

この要綱は、昭和59年3月30日から施行する。

附 則（昭和61年3月31日）

1 この要綱は、昭和61年3月31日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に、戸別検針及び戸別徴収の業務の委託を受け、その耐用年数が経過していない受水槽以下の給水装置に付帯する水道メーター（子メーター）については、その耐用年数が経過する日が到来するまでの間は、なお従前の例による。

附 則（昭和63年4月1日）

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年7月1日）

この要綱は、平成年7月1日から施行する。

附 則（平成9年4月1日）

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月1日）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成22年1月1日）

（施行期日）

1 この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

（小田原市給水装置の新設等に係る設計審査手数料取扱要綱の廃止）

2 小田原市給水装置の新設等に係る設計審査手数料取扱要綱（平成12年4月1日制定）は、廃止する。

附 則（平成26年4月1日）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 6 条関係)

水道利用加入金減額 (免除) 申請書

年 月 日

小田原市水道事業管理者 様

申請者 住 所

ふりがな

氏 名



下記場所に給水装置を新設するため、水道利用加入金を次の理由により、小田原市給水条例第 29 条の規定に基づき、減額 (免除) を受けたく申請いたします。

給水装置設置場所	小田原市		
旧給水装置設置場所	小田原市		
旧 水 栓 番 号		旧 需 要 者 番 号	
旧水道メーター口径		番 号	— —
中 止 年 月 日			
廃 止 年 月 日		給水装置工事事業者	
給水装置工事事業者			
減額 (免除) を受けようとする理由			
添 付 書 類			

*	台帳受付	平成 年 月 日 第 号
*	規定加入金	円
*	減 免 額	円
*	徴 収 額	円
		減額算式
		要綱算式

(注) *印欄は、記入しないこと。

様式第2号 (第6条関係)

水道利用加入金減額(免除)申請に関する保留届

年 月 日

小田原市水道事業管理者様

住所

ふりがな

給水装置所有者

氏名

印

電話番号

小田原市水道利用加入金等取扱要綱第6条第3項に基づき、水道利用加入金の減額(免除)申請の保留(届出より5年以内)を届け出ます。

給水装置所在地	小田原市			
水栓番号	需要者番号	口径	メーター番号	備考
廃止年月日	年 月 日			
保留をしようとする理由				
保留期間(廃止した日から5年以内)				
添付書類				

※再利用年月日	
※再利用者住所	
※再利用者氏名	
※新需要者番号	

(注) ※欄は、記入しないこと。